

宅地造成等規制法のチェックリスト（書類）

番号	図 書 名	事 前	8 条	12 条	15 条	摘 要	チ ェ ッ ク
全体		○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・図書はファイル等に綴じること。 ・分かり易くするため、中表紙等を用い図書名毎にインデックスを付けること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
1	事前協議書 (様式70)	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日付は、受付時に記入すること。 ・あて先を「大津市長 <u>市長名</u>」と記入すること。 ・協議者の押印は求めないが、設計者等本書作成者が責任をもって協議者に協議書の内容を説明すること。 ・事業区域の位置は、すべての地番を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか○筆（別紙のとおり）」と記入し別紙を添付すること。 ・事業面積は、小数第2位まで記入すること。 ・法令等の名称は、当該事業で別途必要となる手続きの根拠法令名を記入すること。（道路法、下水道法、景観法など。設計説明書の「その他」欄と整合させること。） ・設計者の住所等について、復代理人を定める場合は、復代理人の氏名、連絡先も記入すること。 ・設計資格の内容（政令第17条参照）を記入すること。 ・提出部数は、正1部+意見照会各課関係機関数（24～30程度）となる。まずは正1部を受付し、後日に担当者から必要部数等を連絡するので提出すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	宅地造成に関する工事の許可申請書 (様式50) 宅地造成に関する工事の許可通知書 (様式51)	—	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日付は、受付時に記入すること。 ・あて先を「大津市長 <u>市長名</u>」と記入すること。 ・審査手数料は、受付時に市発行の納付書で納付すること。 ・申請者の押印は求めないが、設計者等本書作成者が責任をもって申請者に申請書の内容を説明すること。 ・宅地の所在及び地番は、すべての地番を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか○筆（別紙のとおり）」と記載し別紙を添付すること。 ・面積、土量、寸法等の数値は、小数第2位まで記入すること。 ・擁壁及び排水施設は、種別、規格毎に記載するものとし、欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。 ・工事着手年月日及び工事完了年月日は、工程表と整合させること。なお、工事着手年月日は、「許可後」と記入すること。 ・その他必要な事項（他法令関係）は、当該事業で別途必要となる手続きの根拠法令名を記入すること。（道路法、下水道法、景観法など。設計説明書の「その他」欄と整合させること。） ・正1部提出すること。なお、副については、許可通知書を作成し、正に添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	宅地造成に関する工事の変更許可申請書 (様式63) 宅地造成に関する工事の変更許可通知書 (様式64)	—	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日付は、受付時に記入すること。 ・審査手数料は、受付時に市発行の納付書で納付すること。 ・申請者の押印は求めないが、設計者等本書作成者が責任をもって申請者に申請書の内容を説明すること。 ・本様式記載内容に変更部分がある場合は、変更前を赤字、変更後を黒字で二段書き表示すること。また、様式の右肩に凡例表示（「赤字：変更前」など）も行うこと。 ・変更の理由は、変更内容とその理由を記入すること。事業内容の変更が生じた時点で取り交わしている宅造事業協議書（※様式は別紙①を参考のこと）の変更項目をすべて記入すること。（欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し、書類 3-1 変更理由書を添付すること。） ・正1部提出すること。なお、副については、許可通知書を作成し、正に添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3-1	変更理由書 (別紙となる場合)	—	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者から大津市長あての文書とし、日付、申請者の住所、氏名を記入すること。（押印は不要） ・変更内容及び変更理由を記入すること。事業内容の変更が生じた時点で取り交わしている宅造事業協議書（※様式は別紙①を参考のこと）の変更項目をすべて記入すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

宅地造成等規制法のチェックリスト（書類）

番号	図 書 名	事 前	8 条	12 条	15 条	摘 要	チ ェ ッ ク
4	宅地造成等規制法第15条 第○項の届出書 (様式57) (様式58) (様式59)	—	—	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・日付は、受付時に記入すること。 ・土地の所在および地番については、すべての地番を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか○筆（別紙のとおり）」と記入し別紙を添付すること。 ・面積は、小数第2位まで記入すること。 ・各欄必要事項を記入すること。 ・正1部、副1部提出すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	位置図 縮尺:1/2,500程度	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の地図を用いること。(最近の開発事業も反映すること。) ・方位、縮尺を表示すること。 ・事業区域界を緑色(実線で太く)で表示すること。 ・事業区域を着色(黄)すること。なお、区域内の現況線は削除すること。 ・宅地や道路等の区画割を実線(黒)で表示すること。また、予定建築物がある場合には、破線(黒)で表示すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	委任状	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・日付を記入し、委任者の押印(実印でなくて可)があるものを添付すること。 ・事業区域に含まれるすべての地番を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか○筆(別紙のとおり)」と記載し別紙を添付すること。 ・様式は任意とするが、委任内容に、該当する手続き(事前、法8条など)を明記すること。また、法8条の委任状には、工事検査済証の受領までを明記すること。 ・委任を受ける方の住所、氏名、連絡先を記入すること。 ・事前の時は、写しでも可。それ以外の時は、原本を添付すること。 ・法12条の変更時は、変更に関する委任となっていること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	誓約書 (様式75)	—	○	△	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日付を記入し、押印(実印でなくて可)のあるものを添付すること。 ・設計者は個人印とすること。(設計者が法人の代表者の場合は、法人の代表印でも可とする。) ・工事監理者は個人印とすること。(工事監理者が法人の代表者の場合は、法人の代表印でも可とする。) ・事業区域に含まれるすべての地番を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか○筆(別紙のとおり)」と記載し別紙を添付すること。 ・面積は、小数第2位まで記入すること。 ・用途及び内容は、設計説明書の「開発の目的」と整合させること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	許可通知書	—	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成許可通知書の写しを添付すること。(割り印のある許可条件、別紙も添付すること。) ・宅造事業協議書がある場合は、その写しを添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	設計説明書 (様式10) (様式10-1)	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・目的は、下記を参考に事業完了後に民有地となる区画(位置指定道路は不要)をすべて記入すること。 ※「分譲住宅用地○区画」、「自己居住用住宅用地○区画」、「隣接造成地○区画」、「返還宅地(又は返還農地)○区画」、「露天駐車場用地○区画」、「露天資材置場用地○区画」等と記入すること。 ・基本方針は、別紙②記載例を参考に①道路計画(接する道路(市道名、幅員)、位置指定道路(幅員)②造成計画(切盛土(造成面積、最大高さ)、擁壁(種別、全高さ、見え高さ、任意擁壁の有無))、③雨水排水計画、④ライフライン計画(下水道、水道、ガス)、⑤公共施設等計画(ごみ集積所その他公共施設等)、⑥民有地計画(主たる目的以外の区画について、その利用目的や管理者等)、⑦駐車場・駐輪場の台数等、⑧関連事業区域及び造成協力地の計画などについてコメントすること。 ・その他の欄には、当該事業で別途必要となる手続きの根拠法令名を記入すること。(道路法、下水道法、景観法など。申請書(鏡)と整合させること。) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【次頁へ続く】

宅地造成等規制法のチェックリスト（書類）

番号	図 書 名	事 前	8 条	12 条	15 条	摘 要	チ ェ ッ ク
9	設計説明書 (様式10) (様式10-1)	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・計画人口は、3人/戸（戸建、ファミリーマンション）、1人/戸（ワルムタイプマンション25㎡以下）とすること。 ・人口密度単位は、人/haとし、数値は小数点以下第2位まで表示すること。 ・記入の必要のない欄は斜線を引くこと。 ・様式10-1について、土地利用計画平面図及び求積図と整合させること。 ・様式10-1について、管理者、用地の帰属、摘要欄は、記載内容を担当課に確認した上で記入すること（該当項目がない場合は、「該当なし」と記入すること）。 (担当課の例) 道路、里道・水路、調整池・・・路政課 公園・・・公園緑地課 雨水渠施設・・・下水道整備課 下水道施設（水道・ガス）・・・お客様設備課 消防施設・・・警防課 ごみ集積所・・・廃棄物減量推進課 <ul style="list-style-type: none"> ・様式10-1について、他法令に基づき整備する公共施設は、その根拠法令を摘要欄に記入すること（○〇法第●条）。 ・法12条の場合は、変更がなくても添付し、右肩に「変更なし」と表示すること。 ・法15条の場合は、造成面積及び切盛土高さを記載とともに許可に該当する造成行為に当たらない旨をコメントすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10	計画概要書	△	△	△	—	<ul style="list-style-type: none"> ・A=5, 000㎡以上の場合に添付すること。 ・事業計画概要書作成要領に沿って作成すること。 ・法12条の場合で、当初に添付の場合は添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11	新・従前公共施設一覧表 (様式11)	○	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・新公共施設は、設計説明書（様式10-1）と整合させること。 ・管理者、用地の帰属、摘要欄は、記載内容を担当課に確認した上で記入すること（該当項目がない場合は、「該当なし」と記入すること）。 (担当課の例) 道路、里道・水路、調整池・・・路政課 公園・・・公園緑地課 雨水渠施設・・・下水道整備課 下水道施設（水道・ガス）・・・お客様設備課 消防施設・・・警防課 ごみ集積所・・・廃棄物減量推進課 <ul style="list-style-type: none"> ・法12条の場合は、変更がなくても添付し、右肩に「変更なし」と表示すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
12	設計者の資格調書 (様式13)	—	△	△	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「高さ5メートルを超える擁壁設置」または「切土又は盛土の面積が1, 500㎡を超える土地における排水設備の設置」を計画の場合は添付すること。 ・設計経歴は直近の経歴を記入すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
13	卒業/資格免許証明書	—	△	△	—	<ul style="list-style-type: none"> ・宅造法施行令17条に掲げる資格を証明する書類を添付すること。 	<input type="checkbox"/>
14	事前協議事項通知書	—	△	△	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議事項通知書の写しを添付すること。 	<input type="checkbox"/>
15	事前協議要件処理一覧表 (様式74-1)	—	△	△	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「付加要件」及び「措置事項」欄の記載内容は、各課協議事項協議書と整合させること。 ・「備考」欄には、各課協議事項協議書の「協議完了確認日」および「関係法令手続き及び完了日、番号（該当するものがあれば）」を記入すること。 ・開発調整課の各課協議事項協議書は不要とし、処理内容を記入すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16	各課協議事項協議書 (様式74)	—	△	△	—	<ul style="list-style-type: none"> ・各課協議事項協議書（関係課長等の確認印があるもの）の写しを添付すること。 	<input type="checkbox"/>
17	関係法令許可書	—	△	△	—	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の許可が必要な場合は、写しを添付すること。 ・同時許可となるものは、許可申請書の写しを添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
18	官民境界確定協議書	—	△	△	—	<ul style="list-style-type: none"> ・官民境界がある場合は、官民境界確定協議書の写しを添付すること。 	<input type="checkbox"/>

宅地造成等規制法のチェックリスト（書類）

番号	図 書 名	事 前	8 条	12 条	15 条	摘 要	チ ェ ッ ク
19	公図	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域を緑線で囲い、黄色で着色すること。 ・法定外道路「里道」（赤）、法定外水路「水路」（青）で着色すること。 ・一筆の一部区域である場合はメガネ表示すること。 ・法務局発行印のある原本（最新情報のもので発行日から3ヶ月以内のもの）を添付すること。ただし、事前は、登記情報提供サービスで取得したものあるいは写しで可とする。 ・区域がまたがる場合は公図を合成し、方位、調査法務局名、日付、調査者の氏名を記入すること。また、隣り合う公図の接合位置がわかるように接合点を結ぶ補助線を表示すること。 ・現況平面図と整合しているか確認すること。 ・法12条の場合は、変更がなくても添付し、右肩に「変更なし」と表示すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
20	全部事項証明書 （土地及び建物）	—	○	△	○	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局発行印のある原本（最新情報のもので発行日から3ヶ月以内のもの）を添付すること。 	<input type="checkbox"/>
21	宅造区域内権利者一覧表 （様式16）	○	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・土地だけでなく建物に関する権利ももれなく調査、記入すること。 ・所有者及び、抵当権者等（乙区）も記入すること。 ・同意の有無を記入すること。なお、申請人が権利者の場合は、「申請人」と記入すること。 ・共有名義は、全権利者とその持ち分を摘要欄に記入すること。 ・一部区域の場合は、摘要欄にその旨記入すること。 ・現況平面図と整合しているか確認すること。 ・法12条の場合は、変更がなくても添付し、右肩に「変更なし」と表示すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
22	宅地造成工事に係る 土地使用承諾書 （様式54）	—	○	△	—	<ul style="list-style-type: none"> ・承諾の日付を入れること。（権利者が記入すること。） ・押印及び本人確認書類等を添付すること。（承諾書に必要となる本人確認書類等は別紙③を参照のこと。） ・申請者以外の全ての権利者の承諾書を添付すること。（抵当権や地役権、地上権などの宅造事業区域内に係る権利に加えて、造成協力地や排水同意などの宅造事業区域外の権利者の承諾書も必要なことに留意すること。） ・土地使用承諾書に記載の住所と全部事項証明書に記載の住所が相違する場合は、繋がりを証する書類を添付すること。 ・法12条について、法8条許可申請時から権利者が変更している場合は、変更許可申請時の権利者の承諾書と本人確認書類等を添付すること。ただし、申請者が土地の所有権を有し、当該土地に係る抵当権又は根抵当権の債務者が申請者となる場合は、抵当権者等となる金融機関等公的機関の承諾書は不要とする。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
23	事前周知結果報告書 （様式72） ／ 説明会実施参加者名簿 （様式72-1） ／ 事前周知結果報告書に関する チェックリスト	—	○	△	—	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民等の代表者は、宅造事業区域が属する連合会及び自治会の代表者並びに宅造事業区域から幅員6.5メートル以上の道路に至るまでの道路の地域が属する自治会の代表者とし、申請者による該当地域の住民等への説明が完了したのちに、その説明状況及び内容を代表者に確認してもらった上で日付及びサインを記入してもらうこと。（内容確認であり、同意ではないことをしっかり説明すること。）（事業面積が500m²以下の場合は原則不要） ・近隣住民、地元自治会等の周知者名簿を添付すること。 ・必要に応じて近隣の小・中学校、幼稚園、保育園や農業関係者等へ説明を行うこと。 ・説明時の議事録を添付すること。いつ、だれが、だれに、どのような内容を説明したかを明確に記入すること。また、相手方から質問や意見があった場合は、その回答内容を明確に記入すること。直接十分な説明を行うことを原則とするが、留守の場合は、複数回訪問するように努め、全ての訪問日を記入すること。） 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【次頁へ続く】

宅地造成等規制法のチェックリスト（書類）

番号	図 書 名	事 前	8 条	12 条	15 条	摘 要	チ ェ ッ ク	
23	事前周知結果報告書 (様式72) / 説明会実施参加者名簿 (様式72-1) / 事前周知結果報告書に関する チェックリスト	—	○	△	—	<ul style="list-style-type: none"> 周知対象者が分かるように、開発区域から水平距離20m及び開発区域から幅員6.5メートル以上の道路に至るまでの道路を明示した地図を添付すること。また、周知者名簿、議事録と照合しやすいよう、地図には周知対象者の氏名や番号等を表示すること。 説明時に使用した資料や図面等を添付すること。 工事車両の搬入搬出経路及び交通安全対策を示した図を添付すること。 住民理解が十分でない場合は、説明を重ねること。 対象者の漏れがないよう、「事前周知結果報告書に関するチェックリスト」において、各項目をチェックしたものを添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
24	水理計算書	区域内	○	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 区域内の水理計算を行うこと。 原則、流出係数は0.9を使用すること。 水路の排水勾配は、0.5%以上を確保すること。 雨水排水計画平面図の縮小図を添付すること。 法15条について、第2項の届出の場合に添付すること。(第3項の届出には添付不要とする。) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		区域外	—	△	△	—	<ul style="list-style-type: none"> 事前を行わない場合、区域外の水理検討の必要性について担当課と協議すること。 事業区域外の100倍程度の流域での流末の水理計算を行うこと。 大津市開発許可制度に関する基準第8章-I-5雨水排水施設に従い、所定の資料を添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
25	放流先経路図 縮尺1/：2,500程度	○	○	△	—	<ul style="list-style-type: none"> 雨水排水の経路図（宅造事業区域から主要河川に至る経路がわかるもの）を作成し添付すること。(位置図を使用しても可とする。) 	<input type="checkbox"/>	
26	カタログ/ 構造物安定計算書	—	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 二次製品（擁壁、土留側溝、調整池等主要構造物）はカタログの写しを添付し、該当箇所を着色表示すること。 プレキャスト擁壁、ブロック積を使用する場合は、必ず大臣認定品を使用することとし、カタログに加えて、宅造認定証及び製造工場の認証証明書の写しを添付すること。 擁壁透水マットを使用する場合は、必ず擁壁用透水マット協会認定品を使用することとし、カタログに加えて、協会認定証の写しを添付すること。 構造計算書については、構造物、タイプごとにインデックスを付けること。 現場打ち擁壁については、構造計算書を添付すること。 宅地擁壁について、設計に用いる載荷重は、実状に応じた適切な荷重とすること。(参考：木造2階建$q=10\text{kN}/\text{m}^2$程度)。 任意擁壁の構造計算書は添付不要とする。安全性については事業者において責任をもって確認すること。 土留式可変側溝についても、構造計算書を添付すること。 太陽光発電の場合は、パネルのカタログ及び基礎の安定計算書を添付すること。 法15条について、第2項の届出の場合に添付すること。(第3項の届出には添付不要とする。) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
27	土量計算書	—	○	△	—	<ul style="list-style-type: none"> 法8条申請時には、必ず添付すること。 	<input type="checkbox"/>	
28	防災計画書	△	△	△	—	<ul style="list-style-type: none"> A=1ha以上の造成時に添付すること。 防災計画書作成要領に沿って作成すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
29	盛土全体の安定性の検討	—	△	△	—	<ul style="list-style-type: none"> 大規模盛土造成地では造成の規模により盛土全体の安定性の検討を行うこと。(「盛土等防災マニュアルの解説〔I〕」(R5.11.20発行)P.210参照のこと。) 	<input type="checkbox"/>	
30	工程表	—	○	△	—	<ul style="list-style-type: none"> 工期は、申請書と整合させること。 作成者氏名を記入すること。 様式は、バーチャートとすること。 具体的な日付ではなく、○ヶ月表示とすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

宅地造成等規制法のチェックリスト（書類）

番号	図 面 名	事前	8条	12条	15条	摘 要	チ ェ ッ ク
31	現況写真	○	○	△	○	<ul style="list-style-type: none"> ・宅造事業区域界（緑線）、関連事業区域（任意色線）、造成協力地（任意色線）で表示すること。 ・区域界部及び全体が分かる写真を添付すること。 ・撮影方向位置図（現況平面図をベースに作成）を添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
32	チェックリスト	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・当チェックリストで該当する項目を確認及びチェックしたチェックリストを添付すること。 	<input type="checkbox"/>
33	その他	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良を行う場合は、計画及び根拠資料を添付すること。なお、擁壁等の基礎地盤の地盤改良の場合は、「地盤改良工のチェックリスト」を参照すること。 ・既存擁壁を使用する場合は、既存擁壁の安全性を示す資料を添付すること。 ・その他必要と思われる資料の提出を求めることがある。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

注1 表中、「事前」 は、事前協議
「8条」 は、宅地造成等規制法第8条に基づく許可申請
「12条」は、宅地造成等規制法第12条に基づく変更許可申請
「15条」は、宅地造成等規制法第15条に基づく届出

注2 表中、○印は、必要
—印は、不要
△印は、場合によっては、必要
尚、12条の△印は、計画変更により当初から変更があった場合に必要。

注3 変更の場合
・変更前後が1枚で表示できる場合
変更前 「赤色」、
変更後 「黒色」 の2段書き表示とし、様式の右肩にも凡例表示する。
・変更前後が2枚での表示となる場合
変更前 「赤色」 右上肩に「変更前」、
変更後 「黒色」 右上肩に「変更後」と表記する。

宅地造成等規制法のチェックリスト（図面）

番号	図面名	事前	8条	12条	15条		摘要	チェック
					2項	3項		
全体		○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・図面は、図面袋に入れること。（A3版の場合は、直接ファイルに綴じること可） ・図面名、図番を書いた一覧表を図面袋に貼り付けること。 	<input type="checkbox"/>
	各図面共通事項	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺を表示すること。 ・区域界を明確に（実線で太く）表示すること。（宅造事業区域（緑線）、他法令等関連事業区域（以下、関連事業区域）（任意色線）） ・図面名、図番、作成日、作成者等を記入すること。 ・各種平面図において、現況道路名、有効道路幅員、河川名、区域内外の現況地盤高等表示すること。 ・現況平面図以外の各種平面図について、周辺住宅の所有者名等の個人情報は表示しないこと。 ・琵琶湖付近の場合は、宅地の高さをTP+85.871m（TP+84.371+1.5m）以上で計画すること。 ・できるだけTP表示で作図すること。 	<input type="checkbox"/>
1	現況平面図 縮尺：1/250程度	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・排出先構造物、取水・排水施設を図化すること。 ・宅造事業区域及び関連事業区域内は、地番、地目、所有者を表示すること。 ・隣接地は、地番、所有者を表示すること。 ・一筆の一部区域である場合はメガネ表示すること。 ・地番界が分り難い場合は補助線で表示すること。 ・官民境界の確定日を表示すること。「事前」で確定していない場合は、現状の状況（現在確定に向けた立会中、今後立会予定など）を表示すること。 ・公図に合わせて、法定外道路「里道」（赤）・法定外水路「水路」（青）を着色すること。 ・造成協力地がある場合は、区域を表示すること。（凡例表示含む） ・法12条の場合は、変更がなくても添付し、図枠内に「変更なし」と表示すること。 	<input type="checkbox"/>
2	土地利用計画平面図 縮尺：1/250程度	○	○	○	○	○	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内は現況線を消去すること。 ・用途界、都市計画施設の明示を受けること。 ・河川に近接する場合は、河川区域及び河川保全区域を表示すること。 ・宅地、施設（道路、ごみ集積所など）区分別に凡例（土地利用計画表）を設けて着色すること。 ・宅地、施設（道路、ごみ集積所など）区分別に記号（名称）、面積、FH、幅員等表示すること。 ・道路寸法（幅員、隅切り、転回広場（道路先端部からの距離含む））を表示すること。 ・法面を表示すること。（凡例表示含む） ・専用通路（階段を含む）がある場合は、幅員及び延長を表示すること。 ・任意擁壁がある場合は、その箇所を引出表示すること。 ・造成協力地がある場合は、区域を表示すること。（凡例表示含む） ・法12条の場合は、変更がなくても添付し、図枠内に「変更なし」と表示すること。 ・法15条の場合は、下水道、水道、ガスの計画を表示すること。 <p>【戸建住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画表に、宅地は、平均及び最小の各面積（計画値及び基準値（位置指定事業の場合）、道路及びごみ集積所などの施設等は、各施設の面積（計画値及び基準値（あれば））を表示すること。また、宅地以外に民有地を計画される場合は、管理者を表示すること。 <p style="text-align: right;">【次頁へ続く】</p>	<input type="checkbox"/>

宅地造成等規制法のチェックリスト (図面)

番号	図面名	事前	8条	12条	15条		摘要	チェック
					2項	3項		
2	土地利用計画平面図 縮尺:1/250 程度	○	○	○	○	○	【共同住宅・店舗等】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路からの乗入口と幅員を表示すること。 ・駐車場寸法(一般:2.5×5.0m以上、車いす使用:3.5×5.0m以上)、台数、車路幅を表示すること。 ・駐輪場寸法、台数を表示すること。 ・予定建築物を表示するとともに建築物概要(建築面積、戸数、階数等)を表示すること。 ・太陽光発電の場合は、パネル等の配置を表示すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	造成計画平面図 縮尺:1/250 程度	○	○	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・計画線(太く表示)と現況線(薄いグレー色などで表示)を重ねること。 ・河川に近接する場合は、河川区域及び河川保全区域を表示すること。 ・凡例を設けて法面(勾配、法面防護工)、構造物(擁壁、境界ブロックなど)別に着色すること。 ・凡例を設けて盛土(赤)、切土(黄)を着色すること。(関連事業区域及び造成協力地含む。) ・構造物タイプ、H(見え高・全高)、延長を表示すること。なお、Hの確認が容易となるよう天端高、地盤高を分かりやすく表示すること。 ・任意擁壁がある場合は、その旨を表示すること。 ・宅地、施設(道路、ごみ集積所など)区別に記号(名称)、面積、FH等を表示すること。なお、宅地高は、接する道路の中心高より高く設定すること。 ・道路のFH、延長、勾配を表示すること。 ・宅地内に法面を設ける場合は、宅地の土砂が流出しないように、道路や区域外敷地と法面の間に平場(50 cm以上)を設けること。 ・住宅用の宅地で隣接地(道路、宅地等)との高低差が1 mを超える場合は、擁壁を計画すること。また、高低差が2 mを超える場合は、転落防止措置を考慮した構造とすること。 ・断面線を表示すること。 ・道路法、河川法の工事範囲等を色別し表示すること。又許可番号、許可日を記入すること。(事前は工事範囲のみ表示すること。) ・予定建築物を破線で記入すること。(戸建住宅は不要) ・施工及び検査で利用できる水準点を設置(表示)すること。 ・雨水排水計画と兼ねてもよい。 ・法15条第3項の場合、造成行為がなければ不要とする。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	雨水排水計画平面図 縮尺:1/250 程度	○	○	△	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・宅造事業で整備する排水施設計画図を作成すること。建築時に整備する排水施設があり、宅造事業では素掘水路等の仮排水工で対応する場合にはその計画を含めて表示すること。 ・調整池は宅造事業で整備する必要があるので留意すること。 ・建築時に整備する排水施設によって、宅造事業完了時から排水の放流先が変わる場合には、建築完了時の雨水排水計画図も添付すること。(これに対応した水理計算書も添付すること。) ・凡例を設け排水施設(側溝、集水桝、横断管、調整池等)別に着色すること。 ・排水施設のタイプ、勾配、延長、流向を表示すること。 ・宅地の排水方向を(→)で表示すること。 ・断面線を表示すること。 ・水理計算書で算出した計画高水流量及び計画排水量を表示すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	汚水排水計画平面図 縮尺:1/250 程度	○	○	△	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・凡例を設けて排水施設(既設・新設本管、取付管、汚水桝)別に表示すること。また、管種及び管径も表示すること。 ・本管については、勾配、延長、底高さを表示すること。 ・取付管及び汚水桝は、各宅地まで表示すること。 ・接続先本管(口径、流向)まで表示すること。 ・新設本管については、区域内・外及び延長を表示すること。 ・その他詳細はモデル図を参照すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

令和6年4月1日改正

宅地造成等規制法のチェックリスト（図面）

番号	図 面 名	事前	8条	12条	15条		摘 要	チ ェ ッ ク
					2項	3項		
6	給水（ガス）計画 平面図 縮尺：1/250～1/500	○	○	△	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・凡例を設けて施設（既設・新設本管、引込管等）別に表示すること。また、管種及び管径も表示すること。 ・引込管等は、各宅地まで表示すること。 ・その他詳細はモデル図を参照すること。 	<input type="checkbox"/>
7	造成計画断面図 （縦・横断） 縮尺：1/100 程度	○	○	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・計画線（太く表示）と現況線（薄いグレー色などで表示）を重ねること。 ・宅造事業区域（緑線）、関連事業区域（任意色線）、造成協力地（任意色線）の区域境界線を表示すること。 ・盛土（赤）、切土（黄）を着色すること。（関連事業区域及び造成協力地含む） ・関連事業区域及び造成協力地の整備内容も表示すること。 ・宅地番号、施設（道路、ごみ集積所など）の名称、FHを表示すること。 ・宅造事業区域内及び外で原地盤の高さを表示すること。（FHとGHを対比できること。） ・宅造事業区域及び関連事業区域の隣接地番を表示すること。（所有者名は表示しないこと。） ・道路の幅員及び中心高さを表示すること。 ・法面勾配及び法面防護工を表示すること。 ・擁壁の寸法（全高、見え高、根入れ）を表示すること。なお、擁壁の前面地盤が水路や法面等の場合は、根入れ高の取り方に注意すること。 ・表土剥ぎ取り又は改良の範囲及び厚さを表示すること。 ・既存構造物には、その旨を表示すること。また、当該構造物を撤去の場合には「撤去」、残す場合には「存置」と表示すること。 ・宅地の排水方向を（→）で表示すること。 ・宅地内に法面を計画する場合に道路や隣接地と法面の間に設ける平場の幅（50 cm以上）を表示すること。 ・琵琶湖付近の場合は、TP + 85.871 m（TP + 84.371 + 1.5m）ラインを表示すること。 ・予定建築物を破線で記入すること。（戸建住宅は不要） ・別紙④に示す特記事項を表示すること。（モデル図も参照のこと。） ・法第15条第3項の場合、造成行為がなければ不要とする。 	<input type="checkbox"/>
8	道路標準断面図	○	○	△	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・位置指定道路及び既存道路の拡幅箇所の標準断面図を表示すること。 ・舗装構成は、CBR試験により決定する旨を明記すること。 	<input type="checkbox"/>
9	縦断図 （道路・下水・水路） 鉛直縮尺：1/100 水平縮尺： 1/250～1/500	○	○	△	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・道路縦断図化及び縦断設計の範囲は、交差点中央部までとすること。 ・道路勾配について、交差点部は2.5%以下、その他は原則5%以下とすること。（止むを得ない場合でも12%以下とすること。） ・道路縦断図については、凡例を設けて盛土（赤）、切土（黄）を着色すること。 ・下水縦断図については、区域内・外及び延長を表示すること。 ・下水道管の土被りは1.2m以上を標準とするが、1.2m未満の場合は担当課と協議すること。 ・その他詳細はモデル図を参照すること。 	<input type="checkbox"/>
10	構造図 縮尺：1/50 以下	○	○	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構造物を表示すること。 ・各構造物の仕様や設計条件等、必要事項を記入すること。（詳細はモデル図を参照のこと） ・擁壁構造図について以下の点に留意し作成すること。 ①擁壁断面図 ア）全高、見え高、根入長を表示すること。 イ）構造体及び基礎の各寸法及び材質・強度を表示すること。 【次頁へ続く】 	<input type="checkbox"/>

番号	図 面 名	事前	8条	12条	15条		摘 要	チェック
					2項	3項		
12	求積図 縮尺 1:250 程度 (土地利用計画図と縮尺を合わせること。)	○	○	△	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、座標求積とすること。(関連事業区域及び造成協力地はCAD求積で可とする。) ・辺長を表示すること。なお、官民境界確定部分は、辺長を確定協議書に整合させること。 ・宅地及び施設毎に求積し、土地利用計画図に準じて着色すること。 ・土地利用計画表を表示すること。 ・測点が密集する箇所は、拡大図を作成すること。 ・面積は小数点以下第2位まで表示すること。 ・原則公共座標を使用すること。 	<input type="checkbox"/>
13	土量求積図 縮尺 1:250 程度 (土地利用計画図と縮尺を合わせること。)	○	○	△	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土(赤)、切土(黄)毎に着色すること。(関連事業区域及び造成協力地は含まない。) ・求積方法はCAD求積でもよい。 ・面積は小数点以下第2位まで表示すること。 	<input type="checkbox"/>
14	防災計画図 (平面・構造図)	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・A = 1 ha 以上の場合作成すること。 ・防災計画書の内容と整合させること。 	<input type="checkbox"/>
15	建築図面	○	○	△	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物がある場合は、建物計画図(配置図、各階平面図、立面図)を添付のうえ、土地利用計画図に整合した内容とすること。 ・建築面積、延床面積の算定根拠を示すこと。 ・建物立面図には、最高高さを記入すること。 	<input type="checkbox"/>
16	チェックリスト	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・当チェックリストで該当する項目を確認及びチェックしたチェックリストを添付すること。 	<input type="checkbox"/>
17	その他	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良を行う場合は、計画図を添付すること。なお、擁壁等の基礎地盤の地盤改良の場合は、「地盤改良工のチェックリスト」を参照すること。 	<input type="checkbox"/>

注1 表中、「事前」は、事前協議

「8条」は、宅地造成等規制法第8条に基づく許可申請

「12条」は、宅地造成等規制法第12条に基づく変更許可申請

「15条」は、宅地造成等規制法第15条に基づく届出

注2 表中、○印は、必要 -印は、不要 △印は、場合によっては、必要
尚、12条の△印は、計画変更により当初から変更があった場合に必要。

注3 変更の場合 ・変更前後が1枚で表示できる場合

変更無「黒色」 変更前「黄色」 変更後「赤色」

構造図新規 「赤色」で変更箇所を表示し、タイトルに「赤色」で「新規」と表記

構造図廃止 「黄色」で「×」で消去

・変更前後が2枚での表示となる場合

変更前 「黄色」で変更箇所を表示し、タイトルに「黄色」で「変更前」と表記

変更後 「赤色」で変更箇所を表示し、タイトルに「赤色」で「変更後」と表記

宅 造 事 業 協 議 書

発議者	<input type="checkbox"/> 大津市 <input type="checkbox"/> 申請者	発議年月日	令和 年(年) 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
許可番号		申請者	
(内容)			
(変更理由)			
添付書類			
処 理 ・ 回 答	大 津 市	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 () <div style="text-align: right;">令和 年(年) 月 日</div>	
	申 請 者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 () <div style="text-align: right;">令和 年(年) 月 日</div>	

※下記を参考に計画実態に合わせて記載すること

①道路計画について

- ・接する道路は、市道■●●●●号線（有効幅員 $W=○m\sim○m$ ）となります。
- ・接する道路は、市道■●●●●号線（有効幅員 $W=○m\sim○m$ ）となります。当該市道は、建築基準法第42条第2項に規定する道路であり、本事業に合わせて既存道路の中心から2mセットバックし道路拡幅を行います。拡幅部分は完成後、市に寄付を行う予定です。（2項道路セットバックパターン）
- ・事業地内に幅員 $W=○m$ の位置指定道路を整備します。道路延長が $○m$ となるため、先端部に転回広場を計画します。（位置指定道路整備パターン）
- ・事業地への進入については、市道■●●●●号線から1箇所（ $W=○m$ ）を計画しています。（一団地事業パターン）

②造成計画について

- ・接する道路高に合わせた宅地高となるよう造成を計画しています。造成面積は $A=○m^2$ （切土部 $A=○m^2$ 、盛土部 $A=○m^2$ ）、切土（最大 $H=○m$ ）、盛土（最大 $H=○m$ ）となります。
- ・宅地盤と隣接地に高低差が生じる箇所に以下のとおり擁壁を設置します。

区域北側	重力式擁壁	全高 $H=○m\sim○m$ 、見え高 $h=○m\sim○m$ （一部任意擁壁あり）
区域西側	L型擁壁	全高 $H=○m\sim○m$ 、見え高 $h=○m\sim○m$

③雨水排水計画について

- ・区域内の雨水排水は、区域内に新設する道路側溝（又は雨水調整池）を介して、市道■●●●●号線に排水します。

④ライフライン（下水道、水道、ガス）計画について

- ・下水道は市道■●●●●号線内にある本管に接続し排水します。
- ・水道、ガスは市道■●●●●号線内にある本管から供給を受けます。

⑤ごみ集積所について

- ・ごみ集積所を●箇所（ $A=●m^2$ ）設置します。（基準値 $A=●m^2$ ）
- ・ごみ処理については、民間事業者へ委託し処理します。

⑥民有地計画について

（※主たる目的以外の区画について、その利用目的や管理者等を記載）

- ・隣接譲渡地…宅地を目的に造成した敷地を隣接所有者に譲渡します。（管理は隣地所有者）
- ・隣接造成地…宅地造成に伴い隣接地の一部敷地を造成（盛土）します。完成後は宅地として利用されます。（管理は隣地所有者）
- ・返還宅地（又は返還農地）…造成地を開発区域内の権利者に返還します（管理は返還者）

⑦駐車場数及び駐輪場数について

- ・駐車場台数及び駐輪場台数は、それぞれ●台、●台を計画しています。台数は計画戸数以上を確保しています。（又は、●●●●の基準に準拠した台数となります。）

⑧関連事業区域について（※箇所毎に内容を記載）

- ・関連事業区域1…市道■●●●●号線の下水道、水道、ガス管の接続のための工事及び舗装復旧
- ・関連事業区域2…里道への水路設置及び土間コンクリートの施工

⑨造成協力地について（※箇所毎に内容を記載）

- ・造成協力地①…隣接農地の境界部にくぼ地ができるために盛土を行います。
- ・造成協力地②…隣接農地の境界部を開発地と擦り付けるために切土を行います。

※宅造許可事業の場合、造成協力地の対象は、農地、森林等の宅地以外の土地となる。したがって、隣地が宅地（雑種地等含む）の場合は「隣接造成地」として、宅造事業区域に含めて計画することになるので留意すること。

書類 22：宅地造成工事に係る土地使用承諾書

1. 宅造事業 区域内 権利者

① 権利者が所有権を有する者（全部事項証明書の甲欄記載の権利者）

（個人） 例 1）実印＋印鑑登録証明（原本）

例 2）認印＋運転免許証、マイナンバーカードなどの氏名、住所、顔写真がわかるもののコピー）

（法人） 例 1）実印＋印鑑登録証明（原本）

② 権利者が所有権以外の権利を有する者（全部事項証明書の乙欄記載の権利者）

（個人） 例 1）認印＋運転免許証、マイナンバーカードなどの氏名、住所、顔写真がわかるもののコピー）

（法人） 例 1）法人・組織名が確認できる代表者印

例 2）法人・組織名が確認できない代表者印等＋印鑑登録証明（原本）などの代表者印等が法人・組織の公的な印であることがわかる書類

2. 宅造事業 区域外 権利者

「公共施設等を管理している土地改良区、財産区等」、「宅造事業区域の排水を受ける土地の権利者等（排水同意）」、「造成協力地の権利者等」など

（個人） 例 1）認印＋運転免許証、マイナンバーカードなどの氏名、住所、顔写真がわかるもののコピー）

（法人） 例 1）法人・組織名が確認できる代表者印

例 2）法人・組織名が確認できない代表者印等＋印鑑登録証明（原本）などの代表者印等が法人・組織の公的な印であることがわかる書類

※上記について、

① 認印について、氏名が署名である場合には、認印を省略することができる。

② マイナンバーカードについて、個人番号記載面（裏面）のコピーは添付しないこと。

※現場状況及び計画に応じて該当する項目を記載のこと

施工上の留意事項

- ・有害な沈下を防ぐため、盛土工の着手前に次のことに留意すること。
 1. 樹木の根、既設構造物がある場合は除去及び処分について適切な処理を行うこと。
 2. 現地調査、土質調査等によって原地盤の把握を行い、軟弱地盤対策や湧水等による排水対策が必要な場合は、事業者もしくは設計者に報告のうえ、対策工を検討すること。
- ・盛土材料は、購入土（良質土・砂質土）とし、次のことに留意すること。
 1. 一回の敷均しを概ね0.3 m以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均すこと。
 2. 盛土材料、工法等に応じた適切な締め固めを行うこと。
- ・現況地盤面から深さ0.3 mまでの表土は、剥ぎ取り又は改良を行うこと。
- ・既存擁壁の水抜穴部が盛土により埋まる場合は、吸い出し防止材や透水材（RC等）により、閉塞しない処理を行うこと。
- ・現況地盤面の勾配が 15° （1：4.0）以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように原地盤の表面土を十分に除去するとともに、段切りを行うこと。

※現場状況及び計画に応じて該当する項目を記載のこと

擁壁全般

- ①「擁壁基礎地盤の地耐力をスクリーウエイト貫入試験（必要地耐力が 120KN/m² 超の場合は平板載荷試験）等で確認すること。確認の結果、地耐力が確保できておらず地盤改良が必要となる場合には、事前に改良工法、改良範囲、改良材配合量（六価クロム溶出確認含む）等を検討し設計者と協議すること。また、改良体の強度は一軸圧縮試験により確認し、供試体の採取状況は工事写真で記録すること。（詳細は「地盤改良工のチェックリスト」を参照）」
- ②「擁壁背面及び擁壁基礎地盤の土（材料が変わる場合には材料毎）において三軸圧縮試験等を行い、内部摩擦角、摩擦係数及び裏込土の単位体積重量が設計条件を満たしているかを確認すること。また、土の採取状況は工事写真として記録すること。」

現場打ち鉄筋コンクリート擁壁

- ①「鉄筋の継手長は、鉄筋直径の 40 倍以上とすること。また、定着長及びフック長は、それぞれ鉄筋直径の 35 倍以上、15 倍以上とすること。」
- ②「鉄筋組立の施工にあたっては、擁壁規格毎に断面本数、ピッチ、かぶり、定着長、重ね継ぎ手長、鉄筋径（ロールマーク）を適切に管理し、工事写真として記録すること。特に隅角部については、配筋状況及び定着長等が確認できるよう、遠景・近景及び計測写真等を記録しておくこと。」
- ③「スペーサーについては、本体コンクリートと同等程度以上の品質を有するモルタル製またはコンクリート製を用いること（縦壁、底版共）。底版上面鉄筋を支える組立筋についても底面側にはスペーサー等を使用するなどし、組立筋が直接、基礎コンクリートに接することが無いよう施工すること。」
- ④「擁壁縦壁の施工にあたって擁壁底版の上面に浮き止め筋を設置した場合は、擁壁の埋め戻し前に浮き止め筋をコンクリート表面で切断し、切断箇所に防錆材の塗布、モルタル等による穴埋め等の防錆処理を行うこと。また、その状況を工事写真で記録しておくこと。」
- ⑤「見え高が 2.0m を超える区間の現場打ち鉄筋コンクリート擁壁は、市による中間検査が必要となることから、事前に設計者と協議すること。なお、中間検査は鉄筋組立完了時に、基礎（地盤改良がある場合は改良を含む）及び鉄筋組立の施工状況等を現地及び書類（自主検査報告書、施工写真、品質試験結果報告書等）で確認を受けるものであり、必要となる書類等を事前に整理しておくこと。」

プレキャスト L 型擁壁

- ① 「水抜穴は擁壁前面地盤に埋設しない位置に配置し、加工は工場で行うこと。」
- ② 「吊金具等の穴埋めはモルタル等で適切に行うこと。」
- ③ 「製品の連結部には土砂等の流出を防止するため、擁壁背面継目縦方向全面に吸出防止材等を設置すること。」

隅角部補強図（現場打ち鉄筋コンクリート擁壁の場合）

- ① 「隅角部における擁壁本体の配力鉄筋（ダブル鉄筋の場合は、擁壁前面側配力鉄筋）の重ね継手は隅部をはさむ二等辺三角形の部分には設けないこと。また、隅角部補強鉄筋の重ね継手部より 2.5d 以上離れた位置に設けること。」
- ② 「隅角補強鉄筋は、重ね継手とせずに、1 本もので加工すること。」
- ③ 「補強部の配筋（ピッチ）は、一般部の擁壁の主筋及び配力筋に準じて配筋すること。」